

2026年4月10日 全10頁

企業のAI導入・利用に必要な人権の視点

世界で進展するAI規制の展開と日本の現状を踏まえて

金融調査部 研究員 中 澤

[要約]

- 人工知能（Artificial Intelligence : AI）技術は、ビジネスの可能性を大きく開くものであると同時に、その誤用による人権侵害が懸念される。AI の誤った利用は、求職者や消費者といった、企業活動における重要なライツホルダー（権利保持者）の権利を脅かしかねない。国際社会は、企業のAI導入・利用が人権侵害につながる危険性に対して強い懸念を表明している。
- いくつかの国や地域では、AI の開発や導入・利用に対する規制が進展してきた。欧州連合（EU）では、2024年に「AI法（Artificial Intelligence Act）」が発効した。米国では、連邦政府は規制緩和を志向しているものの、州によっては規制が進んでいる。韓国では、2026年1月に「人工知能の発展及び信頼基盤の構築等に関する基本法」が施行された。国や地域によって規制の内容や度合いは異なるものの、共通しているのは人権を重視する視点が読み取れることである。
- 日本のAIに関する取組みは、国際的なルール形成への関与や、法的拘束力のないガイドラインの策定が中心であった。2025年には「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が全面施行されたものの、同法の規定は努力義務にとどまるものであり、事業者等が違反した場合の罰則規定は存在しない。政府の原則レベルでは人権の重要性が示されてきたものの、成文化された法のレベルでは「人権」の用語が登場することはなく、AIの導入・利用に伴う権利侵害に対する規制的な側面は弱いと考えられる。
- 諸外国ではすでに企業のAI利用が求職者や消費者の権利侵害につながりかねないことを示す事例が存在している。日本でも、企業にはAIの導入・利用に際し、その人権侵害リスクを踏まえた対応が求められる。そのためには、現代の企業に求められる人権尊重の基本的な理解や取組みを確実にすることが有効であると考えられる。

1. 企業のAI導入・利用に潜む人権侵害のリスクと国際社会の懸念

テクノロジーの進歩は、世界をより公正で公平に、そして平和にする潜在性を秘めている半

面、プライバシーや安全性に対する脅威となり、さまざまな権利、ひいては人権を侵害する可能性と表裏一体でもある。近年、ビジネスや人々の生活に急速に浸透している人工知能 (Artificial Intelligence : AI) 技術の発展も、そのような可能性の例外ではない。

諸外国では、これまでに企業による AI 利用が大きく問題となった事例がある。その一例として、米国のアマゾンが採用に用いるために開発した AI (より正確には機械学習) システムが¹、女性よりも男性の志願者を優遇する傾向が明らかとなり、廃止されたことがある²。2018 年のロイターの報道によると³、テクノロジー産業の男性中心性を背景に、AI の訓練に用いられたデータに内在するジェンダーに基づくバイアスが、AI の評価結果に反映されたことが原因と考えられている。より最近の事例では、航空会社のウェブサイトで用いられた AI チャットボットが顧客に対して誤った回答をしたことで、企業に損害賠償が命じられた。これらの事例は、企業による AI の利用が、求職者や消費者といったライツホルダー (権利保持者) を巻き込むとき、ライツホルダーが持つさまざまな権利を侵害する可能性を生じさせることを示している。

このような事例が生じてきたなかで、国際連合 (国連) をはじめ、国際社会は AI の導入・利用に伴う人権侵害のリスクに対して注意を払うことを強く求めている。2025 年、スイスのジュネーブで開催された第 14 回国連ビジネスと人権フォーラムの開会式で⁴、国連人権高等弁務官のフォルカー・トゥルク氏は「大きな権力を持つ巨大テクノロジー企業が生成 AI といった新たなテクノロジーを導入するとき、人権は最初の犠牲者になりうる」と語り⁵、台頭する AI 技術に対する規制の重要性を主張した。同フォーラムに先立ち、国連ビジネスと人権作業部会は 2025 年 6 月、AI と人権に関する報告書を国連人権理事会に提出し、AI を導入・利用する企業に対して 5 つの提言を行った。それらは、(1) AI 方針への人権の組み込み、(2) 頑健な人権デュー・ディリジェンス (人権 DD) の実施、(3) AI 関連のあらゆるプロセスにおける透明性と説明責任の確保、(4) 倫理的な AI 調達のための AI 開発者・提供者への働きかけ、(5) アクセス可能な苦情処理メカニズムの構築、である。国連によるこれらの提言からは、適切な人権方針や人権 DDなどを欠いた場合、企業による AI の導入・利用は、人権を脅かすリスクになり得ると考えられていることが読み取れる。

AI の人権侵害リスクが顕在化する際の重要な経路のひとつは、雇用への影響である。国際労働機関 (ILO) は、生成 AI が雇用に与える影響を分析した報告書 “Generative AI and jobs: A

¹ 米国のアマゾンの事例に関するロイターの報道を背景に、人工知能学会 倫理委員会、日本ソフトウェア科学会 機械学習工学研究会、電子情報通信学会 情報論的学習理論と機械学習研究会は、日本の研究者コミュニティとして、機械学習の利用が公平性に与える影響を懸念する共同声明「機械学習と公平性に関する声明」(2019 年 12 月 10 日)を発している。

² ただし、アマゾンはその後も、インタビューの書き起こしや応募者とポジションのマッチングなどで、採用に AI を利用し続けている。Amazon News “How 3 AI innovations are creating a better experience for candidates in Amazon’s hiring process” (January 22, 2026) を参照。

³ 「焦点：アマゾンが AI 採用打ち切り、『女性差別』の欠陥露呈で」ロイター (2018 年 10 月 14 日)

⁴ 第 14 回国連ビジネスと人権フォーラムの詳細については、同フォーラムへの参加報告である中澤「[複合危機の今、求められる人権尊重の取組み](#)」(大和総研レポート、2026 年 1 月 20 日)を参照。

⁵ 14th UN Business and Human Rights Forum, Opening Plenary (2025 年 11 月 24 日)における発言。以下、元が英語の発言や記述の日本語訳は大和総研による。

2025 update”を2025年に公表した⁶。これは、2023年にILOが公表した生成AIが雇用に与える影響についての報告書をアップデートするもので、より洗練された方法論を用い、3万近くに及ぶタスクを分析対象として、各タスクが自動化される可能性を推計したものである。推計の結果、世界の総雇用の24%が、生成AIによる何らかの影響を受けることがわかった。また、このような影響の度合いはジェンダーによる違いが大きい。男性の雇用では影響を受ける割合が21%であるのに対し、女性の雇用では28%と、より大きいことが明らかとなった。これは、女性が多く雇用される事務職が、生成AIによる影響を受けやすいためであるとされる。2026年3月、ILOは新たな報告書“Gen AI, occupational segregation and gender equality in the world of work”を公表し、生成AIが雇用に与える影響がジェンダー中立的ではないことを再確認した⁷。同報告書によると、男性が多く就業する職では生成AIの影響にさらされる割合が16%であるのに対して、女性が多く就業する職では29%と、影響を受ける度合いが大きい。また、AIに関連した職業においては、女性が過少代表されている（男性に比べ女性の割合が低い）ため、新たな雇用機会に対するアクセスも制限されやすい。同報告書は、テクノロジーの変化がジェンダー平等を促進するものとなるためには、AIに関連した役割における職業分離に対処し、女性の代表性を向上させる政策が不可欠であるとしている。ILOによる一連の分析結果は、AIがもたらす負の影響は、既存の社会においてすでに脆弱な立場に置かれている社会的マイノリティの人々にとって、特に深刻なものとなる可能性を示唆している。

諸外国で顕在化した権利侵害の事例や国際社会の強い懸念を踏まえ、本稿では、AIの導入・利用から生じ得る人権侵害のリスクに焦点を当てる。以下では、欧州、米国、韓国におけるAI規制の展開を振り返り、日本の取組みや規制の現状を人権の視点から確認する。そのうえで、企業によるAIの導入・利用に対する示唆を議論したい。

2. 各国・地域で進むAI規制と日本の現状

(1) 欧州連合（EU）

国際社会においてAIの人権侵害リスクに対する認識が高まるのに伴い、各国・地域でAIに対する規制が進展してきた。欧州連合（EU）では2024年、「AI法（Artificial Intelligence Act）」が発効した（以下、EUのAI法）⁸。同法は、AIシステムの提供者、導入者、輸入者、頒布者などに幅広く適用される。EU域内に拠点を持たない場合でも、これらに該当する場合は規制対象となるため、日本企業にも適用される可能性がある。

EUのAI法は発効後、段階的に適用が開始されている。すでに適用された規制のひとつに、「AIに関して禁止される行為」がある。EU公式ウェブサイトによると、同法は、AIに関して8

⁶ International Labour Organization “Generative AI and jobs: A 2025 update” (20 May 2025)

⁷ International Labour Organization “Gen AI, occupational segregation and gender equality in the world of work” (5 March 2026)

⁸ EUのAI法の詳細については、矢田歌菜絵「[EU AI規則（AI Act）公布](#)」（大和総研レポート、2024年8月5日）を参照。

つの禁止行為を定めている（図表 1）。これらの禁止行為を行った場合、最大で 3,500 万ユーロ（約 64 億円）、または全世界での年間売上高の 7%の、いずれか高い方の制裁金が科される可能性がある。

図表 1 EU の AI 法において禁止される AI に関する 8 つの行為

- 1 有害なAIに基づく操作と欺瞞
- 2 有害なAIに基づく脆弱性の搾取
- 3 ソーシャル・スコアリング
- 4 個人の刑事犯罪リスク評価と予測
- 5 インターネットや監視カメラの無差別なスクレイピングによる顔認識データベースの作成・拡張
- 6 職場と教育機関における感情予測
- 7 特定の保護される属性を推測するための生体分類
- 8 公共空間における法の執行を目的とした即時的・遠隔的な生体認証

（出所）European Commission ウェブサイト（<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>）より大和総研作成

EU の AI 法において、AI システムはそのリスクの度合いで 4 つに分類される（図表 2）。これらのうち、最も高いカテゴリである「許容されないリスク」には、図表 1 に示した 8 つの禁止行為が該当する。

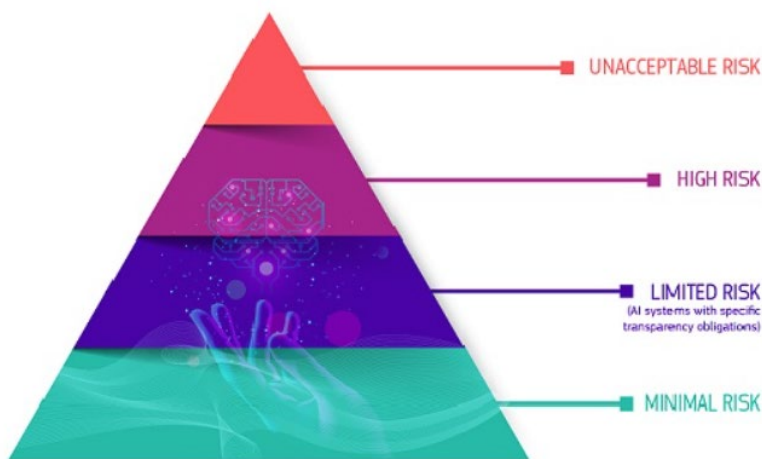
その次に高い「ハイリスク」カテゴリは、「健康、安全性、または基本的権利に対して深刻なリスクを及ぼす可能性のある AI の利用事例」と定義される。EU 公式ウェブサイト⁹に示された利用事例の中には、採用や従業員マネジメント、民間のものを含むエッセンシャル・サービスへのアクセスにおける AI の利用（履歴書の選別や、融資におけるクレジット・スコアリング等）等、企業や金融機関の事業活動に関わるものも含まれる。「ハイリスク」カテゴリに該当する AI システムは、リスクの適切な評価や緩和、導入者への明確な情報提供等、いくつかの厳格な要件が満たされない限りは市場に展開することができないとされる⁹。

3 番目に高い「透明性リスク」は、AI の利用をめぐって透明性が求められるカテゴリと定義され、特定の情報開示が義務づけられる。たとえば、企業が AI チャットボットを導入・利用する場合には、それが AI チャットボットであることを明確に知らせ、顧客が AI とやり取りしていることを認識したうえで意思決定できるようにする必要があるとされる。

⁹ ここでの「ハイリスク」AI システムに関する規則をめぐっては、EU におけるデジタル関連規則の簡素化を目的とする「デジタル・オムニバス法案」において、その適用開始時期を 2027 年 12 月まで最長で 16 ヶ月延期する方針が提案された。詳細は、日本貿易振興機構「欧州委、AI 法の高リスクシステムに関する適用延期を提案」ビジネス短信（2025 年 12 月 1 日）を参照。もともと、デジタル・オムニバス法案において、EU の AI 法に関してはそれほど大きな変更が提案されていないため、企業には対応に向けた着実な準備が必要と言えるとする法律関係者の見方もある。この詳細は、石川智也・服部啓（2026）「EU AI 法：2025 年秋以降のアップデートと、2026 年に発行が予定されているガイドライン類の動向を踏まえた実務対応」西村あさひ法律事務所・外国法共同事業『ヨーロッパニューズレター』（2026 年 1 月 20 日）を参照。

これら以外の AI 利用は、「最小リスク」カテゴリに該当するとされる。European Commission のウェブサイトでは、「現在、EU で利用されている AI システムのほとんどはこのカテゴリに分類される」と述べられており、例として AI を活用したビデオゲームやスパムフィルターが挙げられている。EU の AI 法をめぐっては、その規制的な側面が強調されることも多いと思われる。しかし、同法において、ほとんどの場合の AI 利用のリスクは最小リスクに該当し、あらゆる AI 利用を厳しく規制するものではない。誤った利用が人権侵害につながりかねない、特に高いリスクを内包する AI 利用に焦点を当てて規制するものと捉えるのが妥当と考えられる¹⁰。

図表 2 EU の AI 法におけるリスク分類



(出所) European Commission ウェブサイト (<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>) より抜粋

(2) 米国

米国では、2010 年代後半、採用に用いられる AI がジェンダー等の社会的属性に基づく差別的な傾向を示すリスクが明らかになったことなどを踏まえ、主に求職者に対する差別的な扱いを防止する目的から、地域ごとの規制が進んできた。労働政策研究・研修機構（2025）の包括的な調査によると¹¹、米国では 2021 年頃から、ニューヨーク市、コロラド州、イリノイ州、カリフォルニア州で、市の条例や州規則、州法などによる AI 規制が進んできた。地域によって規制内容は異なるが、早期から規制の対象となってきたのは主に雇用の意思決定における自動化ツールの使用である。雇用主や人材紹介会社、AI 開発者や導入者に対し、合理的注意や第三者による監査、AI の利用に関する従業員への周知や、AI のリスクから保護するための対応についてのウェブサイトでの情報開示、AI 開発の透明化などが義務づけられてきた。

2025 年、カリフォルニア州では「AI 安全開示法（Transparency in Frontier Artificial

¹⁰ European Commission ウェブサイト (<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>)（最終アクセス：2026 年 3 月 19 日）。本稿における EU AI 法に関する記述の大部分はこのウェブサイトを参照している。日本語訳は大和総研による。

¹¹ 労働政策研究・研修機構「採用・雇用における AI の活用と規制——カリフォルニア州などで法制化の動き」（2025 年 10 月）

Intelligence Act)」（SB53）が成立し、2026年1月に施行された。日本貿易振興機構（ジェトロ）によると¹²、SB53は、「フロンティアモデル」と定義された最先端AIを開発する年商5億ドル以上の大規模開発者に対し、安全性計画の公表や、重大インシデントの報告、内部告発者の保護を義務づける。違反した場合は、1件あたり最高100万ドルの民事罰が科される。同法は、最先端AIを規制する米国で初めての包括的な州法であるとされ、米国におけるAI規制の標準として、他州のAI規制にも影響を与える可能性が高いとみられている。

米国各地でAI規制が進んできたのに対し、第2次トランプ政権以降の連邦政府はむしろ、AIに関する規制緩和を推進しようとしている。トランプ大統領は就任直後から、大統領令「AIにおける米国のリーダーシップに対する障壁の除去」に署名し¹³、「自由市場の力によって促進されるAIイノベーション」において米国がリーダーシップを発揮し、「イデオロギーに基づくバイアスや社会的アジェンダから解放されたAIシステムを開発すること」に対する志向を強く表明していた。さらに、2025年12月には、大統領令「AIのための国家政策フレームワークの確保」に署名した¹⁴。この大統領令には（企業にとってコンプライアンスの）「負担が最も小さい国家政策フレームワークを通じた米国のグローバルなAI優位性の維持と強化」が米国の国家政策として掲げられ、この政策に対立する各州独自の法規制を抑圧するためにとられうる措置が示されている。

もっとも、この大統領令への署名によって既存の州法などが無効化されるわけではない。この大統領令が署名された後も、一部の州はAI規制を強化し続けている。2025年12月、ニューヨーク州のキャシー・ホークル知事は「責任あるAI安全性と教育法（Responsible AI Safety and Education (RAISE) Act）」に署名した¹⁵。同法は、最先端AIの大規模開発者を対象に、AI安全性プロトコルの公表と年次レビュー、発生から72時間以内の重大なインシデントの報告などを求めているほか、従業員に対する報復の禁止を定めている。また、ニューヨーク州金融サービス局に最先端AIの大規模開発者を監督するオフィスが設置され、同オフィスからは年次報告書が発行される。

RAISE法への署名に関連してニューヨーク州公式ウェブサイトに掲載された声明で¹⁵、ホークル知事は「連邦政府が遅れをとり、公共を守るためのまともな規制が導入されないなか、この法律は、すでに導入されたカリフォルニア州のフレームワークを発展させるものであり、米国のテクノロジー産業が集積している主要な州のあいだで規制の統一された基準をつくるものである」と語っており、AIに対する連邦政府との考え方の違いを鮮烈に表明している。米国において、規制緩和を推進したい現政権下の連邦政府と、AIが人々に及ぼす負の影響を防止する

¹² 日本貿易振興機構「カリフォルニア州、全米初の最先端AI安全開示法『SB53』制定」ビジネス短信（2025年10月3日）

¹³ The White House “Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence”（January 23, 2025）

¹⁴ The White House “Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence”（December 11, 2025）

¹⁵ ニューヨーク州公式ウェブサイト（<https://www.governor.ny.gov/news/governor-hochul-signs-nation-leading-legislation-require-ai-frameworks-ai-frontier-models>）（最終アクセス：2026年3月19日）。本稿におけるRAISE法に関する記述の大部分はこのウェブサイトを参照している。

ための規制が必要と考える州政府とのあいだの対立は、すぐには収束しないことが予想される。

(3) 韓国

韓国では、2025年1月に「人工知能の発展及び信頼基盤の構築等に関する基本法」(AI基本法)が制定され、2026年1月に施行された。主な内容として、(1)国家的なAI推進体制の構築(基本計画の策定など)、(2)AI産業育成支援(研究開発やAI導入・利用に対する政府の支援、専門人材の確保、中小企業への支援など)、(3)AIの安全性・信頼基盤の構築(透明性・安全性確保義務の規定、事業者の責務の規定、AIの安全性・信頼性の検証・認証に対する政府支援など)を定めている¹⁶。AIの発展のための国家体制に加えて、産業育成とリスク管理の両方の視点を踏まえたものとなっている。韓国におけるAI基本法の成立過程とその背景を詳細に記述した藤原(2025)によると、同法案の検討過程で、韓国の国家人権委員会が、AIによる人権侵害に対する規制が不十分であるとして法案の修正を求め、その指摘が部分的に取り入れられたことが明らかにされている。したがって、同法はその成立過程においてAIが人権を侵害するリスクが考慮され、それを反映したものであることが分かる。

韓国のAI基本法で主な規制対象となるのは、「高影響AI」と「生成型AI」と定義されるAIシステムである。藤原(2025, p. 45)によると¹⁷、高影響AIとは、「人の生命、身体の安全及び基本的人権に重大な影響を及ぼし、又はリスクを招くおそれがある人工知能システムのうち、AI基本法により規定された特定の領域において活用されるもの」と定義される(第2条第4号)。また、生成型AIは、「入力したデータの構造及び特性を模倣して、文章、音声、絵画、映像その他多様な成果物を生成する人工知能システム」と定められる(第2条第5号)。

藤原(2025)によると、韓国では2010年代後半に、AIとプロ囲碁棋士の対局でAIが勝利するという出来事が社会に大きな衝撃を与え、AIに対する社会的な関心が高まったと考えられている。また、同時期に政府計画でAIが重要技術として位置づけられるなど、政府や国会での動きが本格化した。2019年には、「IT強国を超えAI強国へ」をスローガンに掲げた「人工知能国家戦略」が公表された。この国家戦略では、韓国のAI関連政策における基本理念、政策推進体制に加え、AIの安全性や信頼性を確保するための措置を盛り込んだ基本法を整備する方針が打ち出された。さらに、2020年以降は、AI規制を含む、多数のAI関連法案が国会に提出されるようになった。韓国でAIに関する立法が大きく展開している背景には、AIに対する社会的な関心の高まりや国家戦略における位置づけがあると考えられる。

藤原(2025)によれば、韓国ではAI基本法の制定前から、さまざまな法改正を通じたAI規制のための法整備が始まっていた。例として、ディープフェイク(AIを用いて生成された偽の画像や映像、音声など)を利用した選挙運動を規制するための公職選挙法の改正や、ディープ

¹⁶ 日本貿易振興機構「韓国国会で『AI基本法』が議決」ビジネス短信(2025年1月8日)

¹⁷ 藤原夏人(2025)「韓国におけるAI基本法の制定」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』304(2025.6)

フェイクを悪用した性犯罪に対応するため、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法の改正が行われた。また、AI 基本法と同時に、AI の普及などに伴うデジタル・デバイド（デジタル化の進行に対応できる層と取り残される層のあいだに生じる格差）の是正を目的とした、デジタル包摂法が制定された。したがって、韓国には、包括的な AI 基本法に加え、AI の利用によって生じる個別の権利侵害に対応するための複数の法律が存在している。

なお、韓国の AI 基本法は、EU の AI 法に続く世界で 2 番目の包括的な AI 関連法と位置づけられることが多いが、規制や罰則の度合いには大きな違いがある。韓国の AI 基本法を包括的に解説するとともに、EU の AI 法との比較を行った殿村・小松・政金（2025）によると¹⁸、EU の AI 法では、特定の AI 利用が禁止されているのに対して、韓国の AI 基本法は、リスク評価がどれだけ高い AI 利用であっても、それを全面的に禁止するものではない。また、違反した際の制裁金も大幅に低く、EU の AI 法では最高 3,500 万ユーロ（約 64 億円）または全世界年間売上高の 7%となるのに対し、韓国の AI 基本法では最高 3,000 万ウォン（約 320 万円）である。

(4) 日本

日本では、2025 年 9 月に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（以下、日本の AI 法）が全面施行された。内閣府が同法の概要をまとめた資料によると¹⁹、同法は、AI に関する研究開発・活用の推進のために政府が実施すべき施策の基本的な方針等を含む「人工知能基本計画」の下、研究開発の推進、施設等の整備・共用の促進、人材確保、教育振興、国際的な規範策定への参画、適正性のための国際規範に則した指針の整備といった政策レベルでの取組みの推進が掲げられている。また、事業者等への指導・助言等、企業に対する取組みも含まれ、事業者は国等の施策に協力しなければならないとされている。もともと、日本の AI 法の規定は努力義務にとどまるものであり、事業者等が違反した場合の罰則規定は存在しない。

日本の AI に関する取組みは、国際的なルール形成への関与や²⁰、法的拘束力のないガイドラインの策定が中心であった。2018 年、内閣府に「人間中心の AI 社会原則検討会議」が設置され、2019 年に「人間中心の AI 社会原則」が公表された。ここでは、「AI-Ready な社会」の実現がビジョンに掲げられ、「人間中心」、「教育・リテラシー」、「プライバシー確保」、「セキュリティ確保」、「公正競争確保」、「公平性、説明責任及び透明性」、そして「イノベーション」の 7 つが原則として掲げられていた。第 1 の「人間中心の原則」では「AI の利用は、憲法及び国際的な規範の保障する**基本的人権**を侵すものであってはならない」（下線・太字は大和総研による。以下同じ）と記されている。つまり、これらの原則レベルでは AI が人権にもたらし得る負

¹⁸ 殿村桂司・小松諒・政金悠里香（2025）「<AI Update>韓国 AI 基本法の概要」長島・大野・常松法律事務所『NO&T Technology Law Update～テクノロジー法ニュースレター～』No. 63（2025 年 7 月）

¹⁹ 内閣府「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 法）の概要」（最終アクセス：2026 年 3 月 19 日）

²⁰ 代表的なものとして、2023 年 12 月、日本が議長国を務めた主要 7 ヶ国首脳会議（G7 サミット）で合意された「広島 AI プロセス」等が挙げられる。

の影響が想定され、それが原則の中心に位置づけられていたことが読み取れる。

また、総務省と経済産業省が共同で策定した「AI 事業者ガイドライン」では²¹、「共通の指針」として、「取組にあたり、各主体は、(中略)法の支配、人権、民主主義、多様性・包摂性及び公平公正な社会を尊重するようAI システム・サービスを開発・提供・利用すべきである」と記されており、法の支配や民主主義と並置される人権の概念が用いられている。また、「(前略)土台として、少なくとも憲法が保障する又は国際的に認められた人権を侵すことがないよう」にすべきである」との記述から、国際的な人権の定義が採用されていることが読み取れる。

原則レベルでは人権の重要性が明示されていた一方、日本のAI法の条文で「人権」という用語は一度も使用されていない²²。ただし、「権利」は次の2箇所で見られている。1つ目は、第3条「基本理念」において「人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪への利用、個人情報漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長するおそれがあることに鑑み、その適正な実施を図るため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策が講じられなければならない」と述べられている箇所である。2つ目は、第16条「調査研究等」で、「国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討(中略)に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定されている箇所である。したがって、日本では、原則レベルでは基本的または国際的に認められた人権の視点が明示的に取り入れられていたにもかかわらず、成文化された法のレベルでは、少なくとも「人権」という用語は登場しない。

3. 企業のAI導入・利用に求められる人権の視点

国際社会がAIの人権侵害リスクに対して強い懸念を表明しているなかで、世界の一部の国や地域では、AIの導入・利用に対する規制が進展してきた。EUのAI法では、AI利用を4つのリスクカテゴリに分類し、最も高いリスクが認められるAI利用は禁止されている。また、禁止されていないものの、ハイリスクとされるAI利用には、履歴書の選別や信用スコアリングなど、企業や金融機関の事業活動に密接に関わるものも含まれる。米国におけるAI規制の展開は州などの地域によって大きく異なり、カリフォルニア州やニューヨーク州などでは規制が強化されているが、連邦政府は規制緩和を促進しようとしており、州政府と連邦政府のあいだのスタンスの相違が大きい。韓国のAI基本法は、産業育成を重視する側面はあるものの、立法過程

²¹ 本稿執筆時点の最新版は第1.1版(2025年3月28日)である。本稿におけるAI事業者ガイドラインに関する記述は、すべて第1.1版に基づく。

²² なお、日本のAI法には附帯決議が付されており、そこには「AIの研究開発及び活用に当たっては、『人間中心のAI社会原則』に基づき、人間の尊厳を損なわないことを大前提とすること」とある。よって、人権の尊重は、同法の実施に当たっての懸念や留意事項として位置づけられているといえる。もっとも、附帯決議に法的拘束力はない。

において人権の視点が取り入れられ、それを反映したものであった。韓国では、AI の利用によって生じる個別の権利侵害（ディープフェイクによる性犯罪など）に対応するため²³、複数の法律が整備されてきたことも注目に値する。

本稿で取り上げた各国・地域の法規制を総合して見ると、それらの内容は国や地域によって異なるものの、共通しているのは労働者の権利を含む人権の重視であることが読み取れる。グローバルに事業を展開する企業は、AI の人権侵害リスクを認識し、各国・地域の規制に対応することが求められる。一方、日本のAI 法において人権の重要性は見えづらい。政府の原則レベルでは人権の重要性が示されているものの、成文化された法のレベルでは「人権」の概念が用いられることがなく、EU のAI 法や韓国のAI 基本法と比較すると、AI の導入・利用に伴う権利侵害に対する規制的な側面は弱いと考えられる。

諸外国の事例を踏まえると、企業のAI 導入・利用に伴う人権侵害リスクは、それらが求職者や消費者といったライツホルダーに関わるとき、特に顕在化する可能性が高まると考えられる。本稿で紹介したように、対顧客サービス（AI チャットボットによる問い合わせ対応など）での導入、新卒採用を含めた採用活動における利用（AI ツールによるスクリーニングなど）は、中でもリスクが高い利用の仕方であると考えられる。日本においても、これらに該当するAI 導入・利用には、人権侵害のリスクがあるという認識を強く持つ必要がある。このような認識を企業行動に反映させるためには、人権の視点を取り入れたAI 方針の策定や、AI の導入に際する人権DDの実施といった、現代の企業に求められる人権尊重の基本的な理解や取組みを確実にすることが有効であると考えられる²⁴。

²³ 藤原夏人（2025）「【韓国】ディープフェイク性犯罪への対応強化—追加の法改正と対策—」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』302-2（2025.2）

²⁴ 「ビジネスと人権」の基本的な解説や、日本企業による取組み状況を示したものとして、中澤「『ビジネスと人権』をめぐる日本企業の対応」（大和総研レポート、2024年2月14日）などがある。